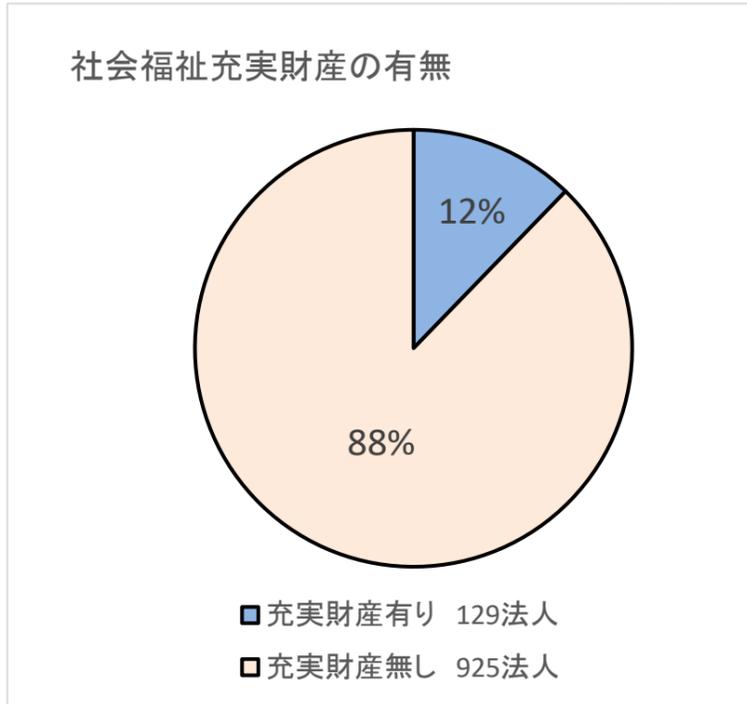


都内社会福祉法人 社会福祉充実計画策定状況等(令和6年12月1日時点)

○ 社会福祉法人においては、平成29年度から毎会計年度、その保有する財産から事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除する計算を行い、これを上回る財産(社会福祉充実財産)が生じる場合には、既存事業の充実又は新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定し、これに従って当該財産を再投下しなければならないこととされています。

1. 社会福祉充実財産の有無

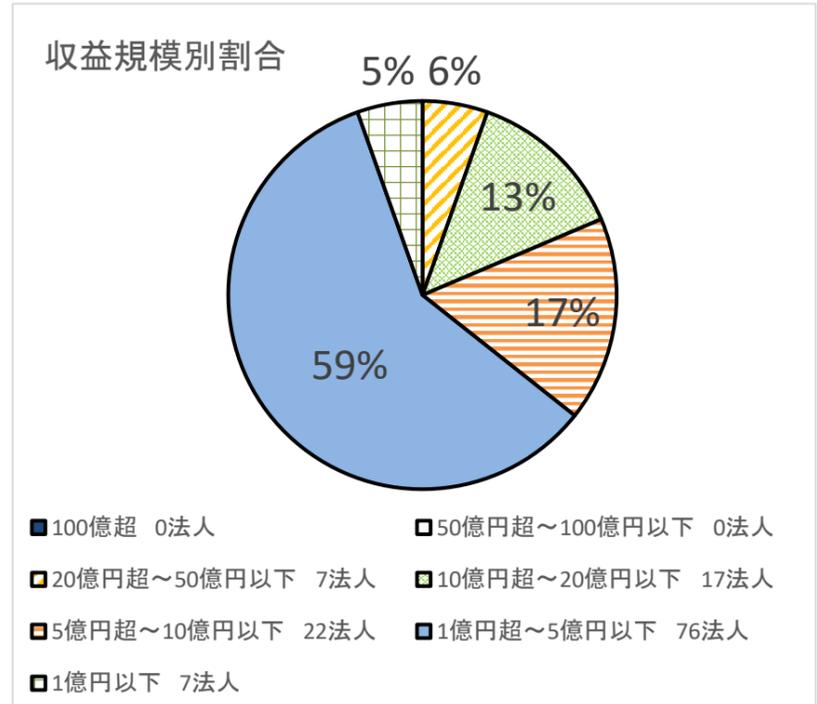
N=1,054法人



(注) 厚生労働大臣所轄法人及び12月1日の調査時点で現況報告書未提出の法人を除く。

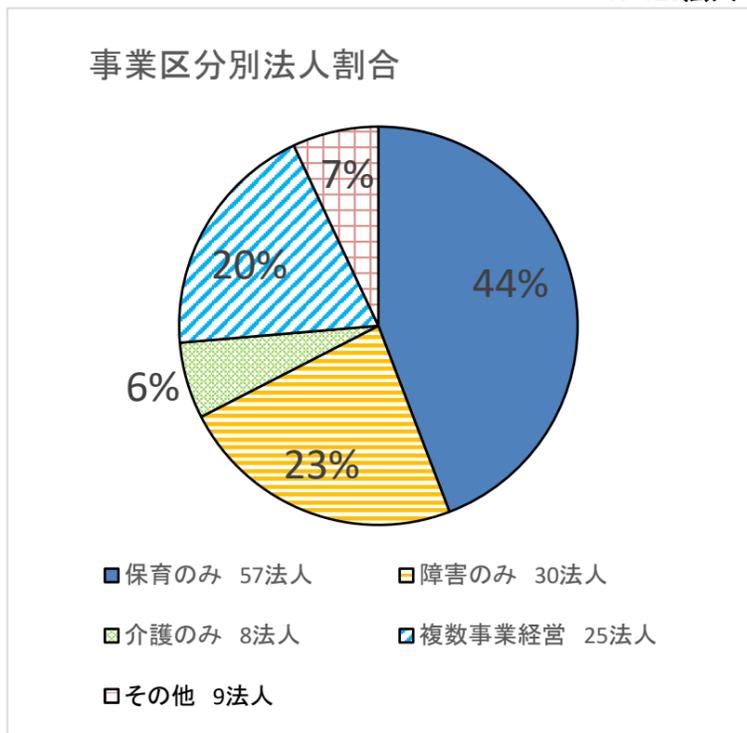
2. 社会福祉充実財産が生じた法人の規模別割合

N=129法人



3. 社会福祉充実財産が生じた法人の事業区別法人割合

N=129法人



(注) その他は、措置施設等のみ経営する法人、社会福祉事業団、社会福祉協議会及び施設を経営しない法人の合計数

4. 社会福祉充実計画で実施する事業

事業の種類	社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	合計
事業数	290	9	3	302
割合	96%	3%	1%	

(注1) 厚生労働大臣所轄法人及び12月1日実施の調査に未回答の法人を除く。

(注2) その他事業を除く。

《事業の内容》

事業内容	事業数	割合
新規事業の実施	49	16%
職員給与、一時金の増額	27	9%
研修の充実	13	4%
既存事業の定員、利用者の拡充	4	1%
既存事業のサービス内容の充実	30	10%
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	34	11%
既存施設の建替、施設整備	120	40%
その他(職員の福利厚生)	9	3%
その他(上記以外)	16	5%
合計	302	

事業区分の定義 (都が集計のために定めた区分)

保育のみ経営	保育所のみを経営する法人(一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業を経営する法人を含む)
障害のみ経営	障害者支援施設・障害福祉サービス事業等のみを経営する法人(障害者事業の拠点で、老人居宅介護等事業(ヘルパーステーション)を経営する法人を含む)
介護のみ経営	介護保険施設・事業のみを経営する法人(介護保険施設・事業の拠点で、障害福祉サービス事業(居宅介護等)を経営する法人を含む)
複数事業を経営	上記4種類の事業区分のうち2種類以上の事業を経営している法人)